

大分県報

令和六年
第五五三号
十月二十二日

（火曜日）

目次

告示

令和六年度臨時種畜検査に合格した種畜……………一
道路区域の変更（三件）……………一

訓令

大分県職員服務規程の一部改正……………三

警察本部訓令

大分県警察財務総合システム関係文書管理規程の一部改正……………三

地域警察運営細則の一部改正……………三

○告示

大分県告示第四百八十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第一号の規定による令和六年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和六年十月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

種畜証明書番号	名前	品種	検査成績
32444990001	L L 9211	その他	級外
32444990002	L L 9409	その他	級外
32444990003	L L 9429	その他	級外
32444990004	L L 9430	その他	級外
32444990005	T L 9527	その他	級外
32444990006	T L 9530	その他	級外

32444990007	T L 9602	その他	級外
32444990008	T L 9605	その他	級外
32444990009	T W0054	その他	級外
32444990010	T W1164	その他	級外

大分県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道安心院	由布市湯布院町川上字平原二八八番五五から 由布市湯布院町川上字平原二八八番七〇まで	前	A 二一・〇 六・二	メートル 一五八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区間をいう。
		後	B 五五・〇 九・〇	メートル 三九九・〇	

湯布院線		
由布市湯布院町川上 字平原三〇五番八地 先から	由布市湯布院町川上 字平原三〇五番一七 先まで	由布市湯布院町川上 字平原二八八番七〇 から
前		後
A	B	B
一二・〇 八・〇	五〇・〇 一六・三	五〇・〇 一六・三
一二二〇・〇	三五二・〇	三五二・〇

大分県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
	由布市庄内町野畑字一ノ鳥居一九八六番六から 由布市庄内町野畑字スタノ木二二六六番	A	メートル 一五・〇 四・五	メートル 七六二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示

県道田野庄内線		
六まで	由布市庄内町野畑字一ノ鳥居二二八七番一〇から	由布市庄内町野畑字スタノ木二二六六番七まで
前		後
B	B	B
二三・五 九・三	二三・五 九・三	二三・五 九・三
七六七・九	七六七・九	七六七・九
する敷地の区分をいう。		

大分県告示第四百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
	由布市庄内町五ヶ瀬字長尾四九〇番一地从先から 由布市庄内町五ヶ瀬字中四四〇番一地从先まで	前	メートル 八・〇 五・五	メートル 四一〇・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	由布市庄内町五ヶ瀬字長尾四八八番二から	B	二九・〇 二一・〇	六一五・〇	

大分県知事 佐藤 樹一郎

第二十一号様式の(注)を同様式の(注)とし、同様式に(注)1として次のように加える。
(注) 1 「氏名」は、「氏」のみを記載し、及び平仮名で表記することができる。

附則
この訓令は、公示の日から施行する。

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第28号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察財務総合システム関係文書管理規程（令和6年大分県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月22日

大分県警察本部長 種田 英明

第10条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により財務総合システムにより番号を付することができない場合には、警務部長が別に定めるところにより番号を付することができる。

附則

この訓令は、令和6年10月22日から施行する。

大分県警察本部訓令第29号

生活安全部地域課
警察署

地域警察運営細則（平成6年大分県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月22日

大分県警察本部長 種田 英明

第11条及び第13条第2項中「第20条」を「第20条第1項」に改める。
別表第4の交番勤務の項及び警備派出所勤務の項中「見張り」を「見張り」に改める。

県道庄内久 住線	由布市庄内町五ヶ瀬 字中四三四番二まで	後	B	二九・〇 〽一一・〇	六一五・〇
	由布市庄内町五ヶ瀬 字長尾四八八番二か ら	後	B		
	由布市庄内町五ヶ瀬 字中四三四番二まで	後	B		
	由布市庄内町五ヶ瀬 字寺小野九六七番二 地先から	前	A	一一・五 〽五・〇	五九三・七
	由布市庄内町五ヶ瀬 字栗ノ木一〇五七番 三地先まで	前	A		
	由布市庄内町五ヶ瀬 字寺小野四三六番一 地先から	前	B	四三・〇 〽一一・〇	四二八・〇
	由布市庄内町五ヶ瀬 字栗ノ木一〇五七番 三まで	前	B		
	由布市庄内町五ヶ瀬 字寺小野四三六番一 地先から	後	B	四三・〇 〽一一・〇	四二八・〇
	由布市庄内町五ヶ瀬 字栗ノ木一〇五七番 三まで	後	B		

訓令 甲

大分県訓令甲第二十四号

本庁
地方機関

大分県職員服務規程（昭和三十一年大分県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
令和六年十月二十二日

令和六年十月二十二日

大分県報（告示・訓令甲・警察本部訓令）

令和六年十月二十二日

大分県報（警察本部訓令）

附 則

この訓令は、令和6年10月22日から施行する。